

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2019賃金確定要求書の回答等について
交渉日時 令和元年11月25日(月) 15時00分～16時50分
交渉場所 うじ安心館 3階大会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 波戸瀬人事課長
西川人事課副課長 岡野同課人事研修係長 渡邊同課給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計11人

概要	要
組合の主張	<p>2019賃金確定要求書の回答等を行った。</p> <p>① 宇治市の住居手当に対する当局の考え方を示すというのが、この間の当局との約束であったのに、国に追随する提起をしたことは認められない。持家の住居手当の廃止は、職員に与える影響が大きく認められない。</p> <p>② 借家の住居手当は、民間の給与実態調査結果では、月額最高支給額の中位階層は30,000円であるのに、当局の提起は28,000円である。さらに、減額となる職員が生じる内容も含まれている。借家の住居手当については、京都府をはじめ、独自の対応をしている人事委員会もあるので、国に追随せず再度検討するべきである。</p> <p>③ 配偶者に係る扶養手当は、民間の給与実態調査結果から引き下げる根拠がない。生活の実態をみない不当な減額をしている国に追随さえすればよいという姿勢では、職員の暮らしは守れないため、再度検討するように求める。</p>
当局の主張	<p>① 持家の住居手当については、京都府内で支給している他団体がないこと、また全国的にも廃止している団体が増えていることを踏まえると、廃止せざるを得ないと考えている。</p> <p>② 借家の住居手当については、国に準拠した内容を提起しているが、支給限度額が引上げとなる一方で減額になる職員が生じる内容であり、国の原資配分の考え方について問題があるという指摘を踏まえて検討したい。</p> <p>③ 配偶者に係る扶養手当を引き下げるべきではないとの組合の指摘は理解しているが、子に係る扶養手当の引上げのみを実施することは困難である。</p>